

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定について

## 1 第2号認定（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

## 2 対象中小企業者（以下の要件をすべて満たすもの）

- ① 当該事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ当該事業者の事業活動に20%以上依存していること。
- ② 当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」）の減少率の実績が前年同月比20%以上※であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同月比20%以上※であること。  
（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）※ 平成14年3月より、減少率が10%以上に緩和

## 3 認定に必要な書類

提出書類	備考
①認定申請書（市指定の様式） ②認定申請書別表（市指定の様式） ※取引依存度・売上高等の減少率がわかる書類	直接取引（様式第2-イ）、間接取引（様式第2-ロ）
③三田市内での事業活動が分かる書類	次の書類のいずれかのコピーをご用意ください。 〈法人の場合〉（下記のいずれか） ・履歴事項全部証明書（※交付3か月以内のもの） ・直近の確定申告書別表一の控え（收受日付印が押印されたものまたはe-Taxによる申告の場合は受信通知を添付） 〈個人事業者の場合〉 ・前年の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印されたものまたはe-Taxによる申告の場合は受信通知を添付） ※創業1年未満の個人事業者の場合は、開業届、許認可証などをご用意ください。  （注）法人、個人事業者共に、上記書類で三田市内での事業実態が分からない場合は、賃貸契約書の写し、許認可証の写し等を加えてください。
④印鑑	氏名（代表者名）を自署しない場合
⑤許認可証の写し	許認可が必要な業種の場合
⑥委任状	代理申請の場合のみ、様式は任意 ※代理人の本人確認書類（社員証、免許証等）の提示が必要です。

※この他に必要な書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

書類の審査には最短で1日(翌営業日)お時間をいただくことをご了承願います

## 【問い合わせ先】

三田市 産業政策課

電話 079-559-5085 FAX 079-559-5024

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>